

# 「地方自治体財政健全化法」が地域福祉にもたらす影響について

## As Impact a New Local Government Finance Act has on Community Welfare

雨 池 洋 一

### I、はじめに

2006年6月当時の夕張市長は定例市議会において、財政再建団体の申請を行うことを表明した。時期を同じくして第二次小泉内閣における竹中総務大臣主催の「地方分権21世紀ビジョン懇談会」が最終報告書（以下「報告書」という。）を7月に公表した。これは小泉内閣における「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」いわゆる「骨太の方針2006」と呼ばれる三位一体改革の方針を具体的に推進する内容のものである。この中では夕張の問題を意識して「新たな地方制度を構築する際に、念頭に置かざるを得ないのは、未曾有の財政赤字である。国も地方も共に歳出改革を断行し、持続可能な財政システムをつくりあげることが求められている。」と述べ、国の地方への過剰関与と、地方の国への依存を止め、地方が自由と責任に基づいて自立し、住民にとってムダのない効率的な地方財政の姿を実現させていかなければならぬとしている。

報告書は地方制度の現状の問題点を次の6点にまとめている。

- ① 行き過ぎた国の関与と地方の財政的依存
- ② 地方の累積債務の増大
- ③ 人口が減少する中での持続性の劣化
- ④ 地域独自の魅力が不十分
- ⑤ 住民参加、住民による監視（ガバナンス）が不十分
- ⑥ 不透明な地方行財政の実態

これら6つの問題点を克服するための分権改革

の方向性として次の5つを掲げている（分権5原則）。

#### 原則1：自由と責任

地方が自由と責任を持って自立出来るよう、国と地方の関係を「複雑重層から単純明快へ」、「縦型から水平対等へ」と転換する。

#### 原則2：小さな政府

国、地方、民間の適切な役割分担を図り、簡素で効率的な「小さな政府」をつくる。

#### 原則3：個性の競争

全国一律ではなく、地域の個性に根ざし人々を引きつける魅力と活力に溢れた地域をつくる。

#### 原則4：住民によるガバナンス

国に依存することなく、受益と負担に関する住民の選択、住民による監視（ガバナンス）をエンジンにした住民自治を実現する。

#### 原則5：情報開示の徹底

住民が他の地域と比較できる明確な基準を設定し、情報開示を徹底する。正確で豊富な情報によって自治体の透明性を高めることが、地方分権を進める力となる。

この分権5原則は夕張市の財政破綻に対する国の方針が如実に示されていて、今後の地方自治体の行財政運営の方向性を表わしている。報告書はさらに税源配分の見直し、国庫補助負担改革、交付税改革を一体として実施するいわゆる「三位一体改革」を「自由、責任、自立」のキーワードの基に改革を協力して推進するための詳細な各論を提示している。その各論は9つの項目からなるが、本稿に関連する事項は以下の2点である。

### (1) 「再生型破綻法制」の整備

護送船団方式により形成された「国が何とかしてくれる」という神話が、財政規律の緩みにつながってきた面を否定できない。「破綻」の意味するところを明確にし、透明な早期是正措置によってその事態を回避し、再生への道筋を明らかにすることが重要である。このため、「再生型破綻法制」の検討に早期に着手し、3年以内に整備し、透明なルールに基づく早期是正措置を講じ、それでもうまくいかなかった場合に再生手続きに入るという2段階の手続きとすべきである。そのためには、正確な財政情報が重要になるため、その分析等において第三者機関等の活用が必要である。

### (2) 地方行革

情報開示の徹底のため全ての自治体に適用されるルールを作成し、規格化・標準化された情報が、公営企業まで含めた情報が開示されることが重要である。また、監査委員への天下りの禁止、外部監査の活用、第三者機関の設置など、住民監視の強化のためのルールも作成する。国の財務書類作成基準に準拠した財務情報を、今後3年程度で全自治体が公開することで、年々の予算・決算（フロー）と資産・債務（ストック）の現状が透明かつ比較可能となる。

この報告書を踏まえ、「新しい地方財政再生制度研究会」（以下「研究会」という。）において11回の会合が行われ、平成18年12月8日に最終報告書（以下「研究会報告書」という。）が提出されている。この研究会報告書を受け現行の地方財政再建促進特別措置法（1955年制定、以下「再建法」という。）に代わる新たな地方再生法を構築するため、法制化作業が進められ、平成19年3月9日、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律案」（以下「地方自治体財政健全化法」という。）が国会に提出され、平成19年6月15日に成立した。同法は平成21年度から施行される。

この間に夕張市は平成19年3月6日財政再建団体に指定され、同年4月1日から財政再建団体として総務大臣の同意を得た財政再建計画に基づき、行財政運営を行うこととなった。

従来、地域福祉は自治体が責任を持って財政の

手当をし、国も交付税や補助金で援助するのが当然と誰もが考えていた。しかし、小泉内閣は基礎構造改革の実施により交付税や補助金の大幅削減を実行した。このため、地域福祉はサービスの確保のために、限られた財源のなかでサービスの種類を厳選するか又は住民に負担をしてもらうかの選択を迫られた。

本稿は地方自治体財政健全化法が適用された場合に、地域福祉にどの様な影響を与えるかを夕張市の事例を参考にして考察したものである。

## II、「地方自治体財政健全化法」とは

再建法は、昭和29年度の赤字団体の財政再建のための手続き等を中心に立案され、昭和30年に成立した臨時的な特別措置法である。当時の地方財政は都道府県の約8割、市町村の約3分の1が実質赤字を計上するなど極めて厳しい状況にあったため、それに対応する目的で立法されたもので、第1条で次のように述べている。「この法律は、地方公共団体の財政の健全性に関する比率の公表の制度を設け、当該比率に応じて、地方公共団体が財政の早期健全化及び財政の再生並びに公営企業の経営の健全化を図るための計画を策定する制度を定めるとともに、当該計画の実施の促進を図るための行財政上の措置を講ずることにより、地方公共団体の財政の健全化に資することを目的とする。」

再建法の適用には、本再建、準用再建、及び自主再建の3種類で、本再建は①全部適用の財政再建と、②一部適用の財政再建に分かれているが、現在では適用されない。現在適用されるのは準用再建（本再建に関する規定の一部を準用して行う財政再建）と自主再建（自己努力による財政再建で、国による財政援助措置はなく、学校その他の文教施設等の建設事業に係る地方債の発行が出来ない等の制約がある）である。夕張市には再建法に基づく準用再建が適用された。

研究会報告書では、再建法における地方財政再建制度の課題として研究報告書は次の4点を指摘している。

①各団体において、常日頃から、早期是正・再生という観念を念頭に置いたわかりやすい財政情報の開示がなされていないこと。また、財政指標及びその算定基礎の客觀性・正確性等を担保する手段が十分でないこと。

②再建団体の基準しかなく、早期に是正を促していく機能がないこと。このため、本来早期に財政の健全化に取り組むことにより対処すべきものが、事態が深刻化し、結果的に長期に渡る再建に陥ってしまいかねないこと。また、このことにより、最終的に住民に過大な負担を求めるこになりかねないこと。

③実質収支（赤字）比率（フロー指標）のみを再建団体の基準に使っているため、例えば実質公債費比率など他の指標が悪化した団体や、ストックベースの財政状況に課題がある団体が対象にならないこと（フロー、ストックの指標については後述の「早期是正スキーム」を参照）。また、主として普通会計のみを対象とし、公営企業や、地方公社等との関係が考慮されていないこと。

④再建を促進するための仕組みが限定期であること等である。

このような課題を抱えている再建法に代えて、地方自治体財政健全化法では、住民に基礎的な行政サービスの提供を継続することが重要であることを踏まえ、透明なルールに基づく「早期是正スキーム」を設け、それでも改善しない場合に「再生スキーム」が適用される、2段階の財政健全化のためのスキームを導入している。

「早期是正スキーム」はつぎのような仕組みになっている。地方公共団体（都道府県、市町村及び特別区）は、毎年度、次の4つの指標を監査委員の審査に付した上で、議会に報告し、公表しなければならない。そして、4つのうちいずれか1つが政令で定める早期健全化基準に満たない場合には、財政健全化計画を定め、議会の議決を経たのち公表し、自主的な改善努力による財政健全化を目指す。

- ① 実質赤字比率（税収や交付金に対する普通会計などの赤字額の割合）
- ② 連結実質赤字比率（一般会計と病院など公営

企業会計を合わせた赤字額の割合）

- ③ 実質公債費比率（税収や交付税に対する地方債などの負債の大きさの割合）
- ④ 将来負担比率（公社や第三セクターなど自治体関連の借金の総額を示す。将来、自治体が負担する可能性が高い実質的な負債の大きさの割合）

①と③は再建法からの指標、②と④は地方自治体財政健全化法で新設された指標である。

また、①～③は「フロー指標」といわれ、一定期間に生産され流動する経済数量で、歳入と歳出の金額を表わす。④は「ストック指標」といわれ、ある一時点に存在する経済数量で、基金や地方債などの残高を表わす。

それでも、さらに①～③のフロー指標が一定水準以上悪化した場合には、「再生スキーム」による財政の再生に取り組むことになる。このスキームでは、地方公共団体が、財政再生計画の策定に当たって総務大臣の同意を得ない場合には、地方債発行に制限が課せられるほか、計画と実際に財政運営が適合しない場合に、予算の変更等について総務大臣の勧告を受けるなど様々な制約や厳格な計画の進行管理が求められる。また、外部監査も義務付けられる。なお、債権法の問題点と地方自治体健全化法の制定経緯については宮脇（2006a、2006b、2006c、2006d）が詳述しているので参照されたい。

従来の債権法に比べ地方自治体財政健全化法は次の2点で大きく異なる。第1は、債権法では、財再建計画の策定は地方公共団体の申し出によるところ、財務状況が一定水準より悪化した場合でも計画の策定が義務付けられることはなかったが、地方自治体財政健全化法では義務付けられている。第2は、債権法では財政再建計画の策定は総務大臣の同意を得ることが要件とされているが、地方自治体財政健全化法では、総務大臣の同意は必ずしも財政再生計画策定の要件とはなっておらず、総務大臣の同意のない財政再生を行うことが可能となっていることである。

### III、「地方自治体財政健全化法」の問題点と地域福祉に及ぼす影響

再建法や地方自治体財政健全化法の第1の問題点として鷲見（2005）や宮脇（2007a）は第3セクターに対する地方自治体の損失補償契約を指摘している。宮脇は「『平成18年度第3セクター等に関する調査』から全国の第3セクター6,706法人のうち対外債務を負っている法人は1,720法人（債務総額5兆1,555億円）で、そのうち損失補償を受けている法人は469法人（損失補償額2兆3,109億円）となっており、対外債務を負っている法人の45%が損失保証契約が付されている。」と述べ、地方自治体に対する損失補償契約のプロセスの明確化や規制の強化を提示している。

第2の問題点は住民監査請求の実効性を高めることである。雨宮（2007）は住民監査請求の多くが却下されてきたのは、「①財務会計上の行為そのものの違法性、不当性はないが、その原因となつた行為の違法性、不当性を争うことができるかどうかについて、監査委員が消極的又はきわめて狭義に解釈してきたこと、②自治体の損害賠償請求権の消滅時効が5年であるのに対して、住民監査請求期間が1年と制約されているためである。」と、自治体のガバナンスに対する住民のチェック機能の充実を求めている。この点は今後の住民活動には重要なポイントと思われる。

第3の問題点として、地方自治体健全化法を実施する前提には平成19年4月から所得税を減らし同額分を地方税に振り向ける、国から地方への税源の移譲を実施し、3兆円の税の移譲を行なう必要があった。また、地方交付税の算定方式を改め、人口と面積による新方式になった。しかし、従来から東京都は地方交付税が不交付団体のため、所得税の地方税への移譲は東京都のような地方交付税不交付団体にとっては、まさに「たなぼた」である。このため、ますます都市と地方の経済格差（財政格差）は拡大することが考えられる。

第4の問題点は、前述の実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率はいずれも地方自治体の「標準財政規模」でわり算を

して算出した比率で、標準財政規模が変化すればそれぞれの比率も変化する。標準財政規模は標準税収入と普通交付税を合わせたもので税収入や交付税が増減すれば変化する。財政規模の小さな自治体ほどこの値も小さくなる。例えば、小さな自治体が公立病院の設備を更新するにも首長の決断が必要で、他の事業はほとんどできなくなる。大都市に比べ財政規模の桁が全く異なり。小さな歳出にも大きな決断が必要になる。大都市ほど標準財政規模が大きく、財政の弾力性が大きいといえる。結論として標準財政規模での比率は大都市には有利で、小規模な市町村ほど不利になるため、比率の算出の分母をもっと別の指標にすべきであると考える。

第5の問題点は、従来の地方債の利率は横並びが多くたが、地方自治体健全化法が施行されると、4つの指標が金融市場での自治体の判断基準に利用され、債権の格付けが厳しくなり、金利差にも影響してくる。金融市場は利益を出すのが目的であり、一方自治体は企業とは違い不採算でも事業の継続性が求められる。この考え方のギャップは今後如実に表面化し、地方債の市場での未消化が発生するかもしれない。又は、債権の回収や金利の更なる上乗せを要求してくるかもしれない。最終的には経済の合理性が福祉などの弱者切り捨てを迫る可能性がある。このように市場からのシグナルをキャッチしリスクを分散させる機構が存在しなければ小規模自治体は生き残ることが難しくなると思われる。

次に、地域福祉に及ぼす影響としては、第1に、これまで以上に国の監視が厳しくなり、中央統制が強化される懸念がある。自治体の財政自治を脅かし、画一的な指標・基準により地域のニーズにあった財政運営が出来なくなる可能性がある。

例えば、地方公立病院は地域住民のニーズが最も高い地域医療を確保するためには、地方自治体は赤字を覚悟で設立運営しなければならない。本法が適用されたならば病院事業は赤字の診療科目を縮小するか、または民間に売却するかのどちらかの選択しかない。

また、国保会計も赤字の自治体が多い。保険料

の収納率が90%を割り込むと、国からの交付金が減額されるため、ほとんどの自治体は一般会計から繰り入れを行い保険料が高額にならないようにし、収納率のアップを目指している。しかし本法が適用されると繰り入れは出来なくなる。

介護保険事業や老人保健事業も同様に一般会計からの繰り入れでやり繰りしている自治体が多い。

地方自治体健全化法が施行されると、一般会計からの繰入金は全て「赤字」とみなされるため、従来の手法は使えなくなり地域住民からのニーズを満たすことは難しくなることが予想される。

再建団体に指定されると自治体の裁量範囲は全くなくなり、全て国からの指示による運営を余儀なくされる。

第2に、国による地方財政の監視強化により、財政赤字を抱える自治体では行政サービスの見直しや住民への負担増などがありうる。前項1で述べた事業を継続するには住民の負担を増加するか、または、限られた財源の中でニーズの選択を実施する以外にない。北海道の市町村は公立病院会計が赤字のところが多く、その他の理由も合わせて約30団体が連結実質赤字比率の基準に抵触する可能性が高い。財政再建団体に指定されると、地方債の金利も上昇し更なる財政の悪化を招き、最終的には住民にその負担が回ってくる。

事例として財政再建団体に指定された夕張市を表-3に掲げた。住民は最高額の税を負担し、サービスは最低となり地域住民へのサービスのほとんどが休廃止を余儀なくされた。夕張市の試算では、夫婦（40代）、小学生、幼児1人（3歳以上）、年収4百万円、持ち家なし、軽自動車1台ありの4人家族のケースでは、住民の年間負担増は165,880円となっている。

#### IV、おわりに

夕張市は360億円の債務を抱えて財政債権団体となった。財政再建のために18年間の再建計画を策定し市民に負担の協力を強いた。その実態は、国からの補助金や地方交付税が当たり前になっている我々には、想像を絶するような生活が待ち受

けている。夕張市では財政再建団体を表明した平成18年6月には人口は1万3289人であったが、平成19年8月末には1万2356人と、わずか1年ほどに933人の人口減となっている。破綻前は例年300～400人減で推移していたが、破綻後は3倍のスピードで人口の流出がおこっている。財政再建計画は見直さざるを得ないで有ろう。地域住民に財政的な高負担を負わせると、住民は他の自治体に逃げ出す。残されるのは脱出出来ない高齢者や農業などの人々である。

財政悪化と人口減の悪循環の連鎖を止めることは難しいであろう。

夕張市が財政再建団体の申請を発表したのと歩調を合わせるかのように、「地方分権21世紀ビジョン懇談会」が最終報告書を発表し、三位一体改革の「骨太の方針2006」に盛り込まれた。このなかで地方制度の問題点が6点にまとめられ、さらにこれら6点の問題点を克服するための改革の方向性を分権5原則として掲げている。この中で特に注目すべきは原則4にある「住民によるガバナンス」と原則5の「情報開示の徹底」である。原則4で「国に依存することなく、受益と負担に関する住民の選択、住民による監視（ガバナンス）」をうたっているのは、今後は国からの補助金を求めることなく、自治体の必要財源はその地方で調達せよということで、それには住民の協力が必要であり、住民自らも負担を負う覚悟を求めている。原則5では、夕張市の財政破綻が市側から発表されるまで住民は知らされていなかった。また、議会や監査委員らも全く機能していなかった反省から、報告書に盛り込まれた。自治体の財源は首長や議員等だけで使途を決定するものではなく、住民も議論の席に参加して決めるもので、そのためにも情報の公開は必須であり、同時に公開内容に不審点があれば住民監査制度が十分に機能することが重要と思われる。そのためのシステムを確立すべきである。また、地方自治体の安易な損失補償契約には何らかの「縛り」が必要で、早急な対策が望まれる。

次に、自治体の決算はいわゆる現金主義による単式簿記会計の「大福帳」方式で、単年度の金額

さえ正しければよいという考え方で、住民が納める税金がいくらで、その税金を使っていくらで土地や建物を購入し、活用して、行政サービスを提供するために、いくらかかったのか、こうしたカネの出入りのみを捉えた制度である。この制度には原価償却や退職給与引当金などの手法は存在しない。山本（1999）は日本の公会計に対して4つの問題点を指摘している。

まず、単式簿記によるストック情報の欠如である。単式簿記では現在までに整備した社会資本や資産の状況を捉えることは出来ない。次に、現金主義によるコスト情報の欠如である。単式簿記では単年度の人件費や修理費などが計上されるだけなので、複数年に渡って住民サービスがトータルでどれだけのコストになるのか正確に把握できない。

3つめにストック情報の欠如やコスト情報の欠如の結果、市民へのアカウンタビリティーの欠如が指摘される。単式簿記では現金の出し入れだけのため、資産や負債の状況を含めた事業全体についての正確な情報が示されないため、住民は事業が適性に運営されているか、あるいはその事業が本当に必要なかといった判断が出来ない。

4つめにマネジメントの欠如が指摘される。単式簿記では情報不足のため、費用対効果分析が正確にできない。そのため、今後の政策の展開や運営の効率化をどのように図って行けばよいのかといった、事業のマネジメントを確立出来ない。このような会計方式が夕張のような財政問題を引き起こしたのである。このためには、発生主義による複式簿記会計の採用により、フローとストックとが明確になり、現金の出入りだけではなく資産や負債の状況なども含めた総合的な財務状況の把握が可能になる。今回制定された地方自治体健全化法は、複式簿記会計の考え方である。

地方自治体健全化法はフロー指標とストック指標とでほぼ全ての資産やカネの流れが把握出来るが、次のような問題点がある。

まず、第一にこれまで以上に国の監視が厳しくなり、中央統制が強化される懸念がある。画一的な基準で自治体財政を運営せざるを得なくなり、

地域ニーズやサイズに有った財政運営が出来なくなる恐れがある。

第二に、自治体病院や国保会計、介護保険会計への一般会計からの繰り出しが出来なくなり、自治体病院は民営化か診療科目的休廃止をせまられ、国保会計や介護保険会計は住民の支払い保険料が高額になる可能性が高く、未納者が増加し、最終的にはサービスを制限しなければならなくなる。

第三に、地方自治体健全化法を実施するには国から地方への財源の移譲が必要で、平成19年4月から実施された所得税減税と市町村民税の増税が、今後都市と地方の経済や財政格差を助長する可能性がある。東京都は従来から地方交付税が不交付団体であったが、税源移譲によりますます豊かになり、その分地方への配分が減少することになる。

第四に、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率はいずれも地方自治体の「標準財政規模」でわり算をして算出した比率で、標準財政規模が変化すればそれぞれの比率も変化する。標準財政規模は自治体の税収と地方交付税で算出されるため好不況により変化する。概して地方は不況により税収が少ないと、標準財政規模は小さく、都市と同じ計算方法を同じ土俵に上げること自体に無理がある。計算方法を再考すべきである。

第五は、地方自治体健全化法が施行になると地方債の利率に大きな影響を与える。大都市の利率は地方に比べて、財政規模からみて有利で、小規模な自治体は高利率でなければ地方債は完売できない。これがまた、新しい負債となって自治体財政を圧迫する。

第六は財政再建団体となった夕張市では、ほとんどの公営事業は休廃止、住民サービスは最低、税負担は最高という最悪のシナリオとなった。平成17年度の市町村の決算によると、地方自治体健全化法に抵触しそうな自治体は北海道だけでも約30団体にものぼる。そのうち、特に4つの基準に抵触しそうな9市町村を表-1にまとめた。これらに共通して見られる特徴は、旧産炭地と漁港を抱えた市町村である。夕張を含めた旧産炭地は昭

和30年代以降の炭坑の閉山による地域の衰退の打開策として観光に軸足をおいた事業に進出し、いずれも失敗している。また、漁港を抱えた自治体は港湾整備事業に多額の負債を抱えている。これらワースト9の自治体はいずれも人口減少が著しく、高齢化が進行し、新しい産業が生まれにくく体質になっている。(表-2)

以上をまとめると、地方自治体財政健全化法は地域住民にとっては行財政がクリアになり、納税者としての自覚も醸成され歓迎出来るが、夕張のように財政再建団体に指定されると、地域住民と金融市場から見放される事態となりかねない。そのためにも、国はもっと住民の側に立った目線で政令などにより比率の値を制定すべきである。

最後に、夕張市の財政再建団体指定から1年余りが経過したが、他市町村に転居せず夕張にとどまった住民に新たな動きが見られた。NHKの時事公論の放送（2007）で夕張の住民の活動を紹介していた。内容は「南部コミュニティーセンターが廃止されたが、地域の老人たちが自ら運営委員を作り、市の指定管理者となり自ら施設を運営している。メンバーの平均年齢は70歳を超えて

が、センターの利用料を引き上げる一方、掃除や片付けは使った人がやることにし、何とか独立採算で運営している。」であった。また、「観光ガイドなどをボランティアでやっていた市民グループがNPO法人を設立し、老人や子どもたち、地域の人たちが必要としているサービスをボランティアではなく、いわゆる「コミュニティービジネス」として、広げていく予定である。」とのことであった。これは、平成3年度から14年度まで12年間を再建期間として準用再建団体となった福岡県赤池町（他町と合併して現在の福知町）でも見られた現象であった。両団体に共通しているのは「住民に危機感共有の前向き効果」があったこと、又「各種ボランティア団体の活動が活発であったこと」である。いずれもそこの首長や役場の職員が率先して現場に出かけていったことが成功の秘訣であるように思われる。

表-1 平成17年度北海道市町村の連結実質赤字比率（ワースト9）

ワースト順位	市町村	一般会計 実質収支(百万円)	一般会計 実質赤字比率(%)	特別会計 実質収支(百万円)	連結実質 赤字比率 (%)	標準財政規模 (百万円)
1	夕張市	-1,651	-37.8	-14,186	-362.3	4,371.5
2	赤平市	120	2.5	-3,382	-69.3	4,710.3
3	室蘭市	548	2.5	-13,004	-56.3	22,107
4	積丹町	85	4.6	-1,040	-52.1	1,834
5	白老町	71	1.1	-3,019	-48.1	6,130
6	網走市	75	0.6	-3,590	-28.4	12,395.9
7	留萌市	-260	-3.4	-1,927	-28.3	7,723
8	小樽市	-1,409	-4.5	549	-27.6	31,140
9	岩内町	108	2.8	-1,100	-25.4	3,897.9

注) 1、実質赤字比率(%)=一般会計実質収支÷標準財政規模×100

2、連結実質赤字比率(%)=(一般会計実質収支+特別会計実質収支)÷標準財政規模×100

3、標準財政規模とは地方自治体の地方税・地方譲与税や地方交付税等（一般財源）の標準規模を示すもので、自治体ごとに金額は決まっている。

資料出所：北海道市町村財政比較分析表 (<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sk/scs/zaisei/bunseki/bunseki17.htm>) から、「特別会計実質収支」と「連結実質収支」は筆者計算。

表－2 各市町村の内訳

夕張市	一般会計は赤字。特別会計では観光事業会計が△4,680百万円、病院事業会計が△2,945百万円、国保会計、老人医療会計、介護保険会計等全ての事業が赤字。
赤平市	一般会計は黒字。特別会計では病院会計が△2,133百万円、国保会計が△1,035百万円、老人保健会計、介護保険会計は黒字。
室蘭市	一般会計は黒字。特別会計では下水道会計が△5,721百万円、港湾整備会計が△4,733百万円、国保会計、病院会計も赤字。老人保健会計、介護会計は黒字。
積丹町	一般会計は黒字。特別会計では病院会計△776百万円、国保会計が△154百万円、老人保健事業、介護保険は黒字。
白老町	一般会計は黒字。特別会計では工業団地造成事業が△1,416百万円、臨海部土地造成事業△718百万円、他に病院会計、国保会計、老人保健事業も赤字。介護保険会計は黒字。
網走市	一般会計は黒字。特別会計では臨海土地造成事業が△3,329百万円、老人保健会計も赤字。国保会計、介護保険会計は黒字。
留萌市	一般会計は△260百万円。特別会計では病院会計が△1,346百万円、国保会計が△317百万円。介護会計、老人保健会計は黒字。
小樽市	一般会計は△1,409百万円。特別会計では、老人保健事業が△318百万円、下水道事業が△261百万円。病院会計、国保会計、介護保険会計は黒字。
岩内町	一般会計は黒字。特別会計では港湾整備事業会計が△669百万円、宅地造成事業会計が△253百万円、国保会計が△168百万円。老人保健会計も赤字。介護保険会計は黒字。

資料出所：北海道市町村財政比較分析表(<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sk/scs/zaisei/bunseki/bunseki17.htm>) から、筆者がまとめた。

表－3 夕張市の地域福祉関係廃止及び削減条項

### 1、住民負担増関係

項目	引き上げの内容
市民税個人均等割	3,000円→3,500円
市民税個人所得割	6.0%→6.5%
固定資産税	1.4%→1.45%
軽自動車税	現行税率の1.5倍
入湯税	宿泊（150円）・日帰り（50円）
施設使用料	50%引き上げ
市営住宅使用料	滞納者に対する徴収強化
下水道使用料	1,470円/10m <sup>3</sup> →2,440円/10m <sup>3</sup>
各種交付手数料等	各種交付・閲覧等（150円→200円に引き上げ） 各種検診料（100円→500円に引き上げ）
ゴミ処理手数料（新設）	家庭系混合ごみ（2円/袋）・粗大ごみ（20円/kg）等

## 2. 廃止及び削減事業

事業	主な内容
市民法律相談	市民の法律相談のための経費
コミュニティ花壇管理	コミュニティ花壇の維持管理経費
通院交通費助成	通院交通費の復路助成
青少年健全育成事業	青少年の健全育成を図る体験活動、異年齢交流事業経費
スポーツ教室開催	各種スポーツ教室開催経費
消費生活安定対策	消費モニターの実施や消費者協会に対する市補助金
防犯灯設置及び電灯料補助	町内会等の防犯灯の設置、電灯料に対する市補助
交通安全対策事業費補助	交通安全市民運動推進委員会等に対する市補助金
暴力追放推進	暴力追放運動推進協議会に対する市補助金
防犯団体連合会事業費補助	防犯団体連合会に対する市補助金
環境美化衛生協力会連合会補助	環境美化衛生協力会連合会に対する市補助金
人権擁護委員会補助	委員会に対する市補助金
遺児手当給付	義務教育課程終了前の遺児を扶養している市民に対する給付金
保健活動推進協議会補助	協議会に対する市補助金
青少年相談センター運営	相談センターに対する運営経費
青少年健全育成事業費補助	青少年の交流事業や地域育成会の活動費の一部に対する市補助金
幼少年婦人防火委員会補助	防火クラブの活動費に対する市補助金
敬老祝い金贈呈	高齢者の長寿に対する祝い金贈呈
配食サービス	高齢者の居宅に対する配食経費
精神障害者通所交通費補助	精神障害者の通所事業に対する交通費一部助成
身体障害者スポーツ大会参加費補助	障害者の機能回復を図る道大会参加費用への市補助金
重度身体障害者福祉タクシー料金給付	重度障害者のタクシー料金一部補助
老人クラブ活動費補助	老人クラブ連合会等の活動費に対する市補助金
老人福祉大会事業費補助	高齢者の文化活動行事に対する市補助金
子育て支援センター設置	育児相談、子育てサークル実施経費
地域療育推進体制整備	障害児の機能回復、生活訓練経費
家庭児童相談室運営	在宅障害児等の養育に対する指導及び助言経費
全市小中学校鑑賞教室	小中学生の芸術文化鑑賞経費
わくわくプロジェクト開催	親子を対象にした造形講座開催経費
平和教育推進事業費補助	中学生の広島派遣に対する市補助金
複式教育研究会補助	複式学校による集合学習等に対する市補助金
児童生徒石炭の歴史村見学	歴史村施設見学料に対する市補助金
連合PTA行事費補助	連合PTAの事業に対する市補助金
小中学校PTA運営費補助	各小中学校のPTA経費の一部に対する市補助金

出所：夕張市ホームページ「財政再建計画の平成18年実施状況」

## 〔参考文献〕

- 雨宮 照雄「夕張市の破綻と財政再建制度」『地研通信』  
第85号 2007年1月 三重短期大学地域問題総合調  
査研究室通信 三重短期大学。
- 山本 清『公会計—諸外国の動向とわが国へのインプリケー  
ション』IMES ディスカッションペーパーシリーズ  
No.99-J-23 1996.6 日本銀行金融研究所。
- 『地方分権21世紀ビジョン懇談会報告書』2006年7月3日  
内閣府。
- 『経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006』2006年  
7月7日 関議決定。
- 『夕張市財政再建の基本的枠組み案について』北海道夕張  
市 平成18年11月14日。
- 『財政再建計画書』北海道夕張市。
- 北海道新聞 平成19年6月27日朝刊。
- 宮脇 淳 (2006a) 「地方財政の早期是正と再生スキーム  
の関係」『PHP 政策研究レポート』VOL.9 No107  
PHP 総合研究所公共経営研究センター 2006年9月。
- 宮脇 淳 (2006b) 「新たな地方財政再生制度研究会「方  
向性の提示」について」『PHP 政策研究レポート』  
VOL.9 No108 PHP 総合研究所公共経営研究セ  
ンター 2006年10月。
- 宮脇 淳 (2006c) 「「新しい地方財政制度の整備」－総務  
省研究会最終報告」『PHP 政策研究レポート』  
VOL.9 No110 PHP 総合研究所公共経営研究セ  
ンター 2006年12月。
- 宮脇 淳 (2007a) 「損失補償と第三セクター」『PHP 政  
策研究レポート』VOL.10 No114 PHP 総合研究  
所公共経営研究センター 2007年4月。
- 宮脇 淳 (2007b) 「地方公共団体の財政健全化に関する  
法律の成立」『PHP 政策研究レポート』VOL.10  
No116 PHP 総合研究所公共経営研究センター  
2007年6月。
- 宮脇 淳 (2006d) 『地方債・交付税改革と道州制』ACA-  
DEMIA JURIS BOOKLET 2006 No.18 北海道  
大学大学院法学研究科附属高等法政教育研究センター  
2006年7月。
- 鷺見英司 (2005) 「先送りされる財政再建・地方財政の課  
題」『会計検査研究』No.31 p159-p176 会計検査院  
2005年3月。
- 時事公論「夕張市 地域再生への道」 NHK 2007年3  
月7日放送。
- 「赤池町視察研修報告書」あおもり活性化市町村職員県外  
派遣研修事業 調査報告書 2003年8月。